

特許証  
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第5780682号  
(PATENT NUMBER)

発明の名称  
(TITLE OF THE INVENTION)

低温基板上の薄膜の側方熱処理を提供する方法

特許権者  
(PATENTEE)

アメリカ合衆国 テキサス 75251, グ  
ラス, メリット ドライブ 12221,  
スリー フォレスト プラザ, スイート 9  
30  
国籍 アメリカ合衆国  
エヌシーシー ナノ, エルエルシー

発明者  
(INVENTOR)

シュローダー, カート エー.  
ウェンツ, ロバート ピー.

出願番号  
(APPLICATION NUMBER)

特願2013-514223

出願日  
(FILING DATE)

平成23年 6月 2日(June 2, 2011)

登録日  
(REGISTRATION DATE)

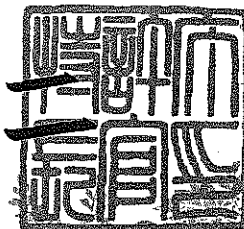
平成27年 7月 24日(July 24, 2015)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成27年 7月 24日(July 24, 2015)

特許庁長官  
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

伊藤 仁



**重要** 特許料の納付について

特許証送付先  
 住所 〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーC 山本特許法律事務所  
 氏名 山本 秀策 様

・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。

なお、**第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いいたします。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありまので、特許庁ホームページを参照してください。）

- ・第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- ・納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- ・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要でです。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ  
<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日（期間の末日）となります。

納付年分	納付期限日
第4年分	平成30年 7月24日
第5年分	平成31年 7月24日
第6年分	平成32年 7月24日
第7年分	平成33年 7月24日
第8年分	平成34年 7月24日
第9年分	平成35年 7月24日
第10年分	平成36年 7月24日
第11年分	平成37年 7月24日
第12年分	平成38年 7月24日
第13年分	平成39年 7月24日
第14年分	平成40年 7月24日
第15年分	平成41年 7月24日
第16年分	平成42年 7月24日

特許権設定登録通知書

特許番号 第5780682号  
 登録日 平成27年 7月24日  
 出願番号 特願2013-514223  
 出願日 平成23年 6月 2日  
 請求項の数 14  
 納付年分 第3年分まで  
 受領金額 15,300円  
 受領日 平成27年 7月13日